

## 新潟県卓球連盟の法人化について

### はじめに ～法人化の背景と目的～

卓球を始めとする各種のスポーツは、私たちが幸福で豊かな生活を営んでいく上でもっとも大切なものの一つです。近年では、スポーツを行う目的が多様化し競技技術の向上や地域活性化への貢献、また個々の心身の健全な健康等、あらゆる面に寄与しているとともに、スポーツの価値や意義、スポーツの果たす役割の重要性等、スポーツを巡る環境は大きく変化しています。

このような状況を踏まえた「スポーツ基本法」では、スポーツ団体としての努力が次のように掲げられています。

- 1 基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進、安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 2 スポーツの振興のための事業を適正に行うため、運営の透明性の確保を図るとともに、事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。
- 3 スポーツに関する紛争の迅速・適正な解決に努めるものとする。

このスポーツ基本法の目的や趣旨を受け、スポーツ庁ではスポーツ団体が自らの主体的な努力に適切な組織運営を図り、説明責任を果たすことを求めた「スポーツ団体ガバナンスコード」の規定を次のように示しています。スポーツ団体に対しての自己説明と公表を行うことを求めているものです。

- 1 法令等に基づき適正な団体運営及び事業運営を行うこと。
- 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すること。
- 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図ること。
- 4 公正かつ適切な会計処理を行うこと。
- 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図ること。
- 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコードの個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うこと。

新潟県卓球連盟は、昭和8年(1933年)4月8日に結成し、新潟県における卓球界を統括し代表する団体(任意団体)として卓球の普及振興を図り、もって新潟県民の心身の健全な発展に寄与することを目的に、長くその役割を果たしてきました。

この度の法人化は、以上のような背景と相まって、新潟県における卓球をさらに健全に発展させていくうえで必要であります。併せて、スポーツ団体として社会からの信頼獲得や社会的責任を果たしながら適切な組織運営を継続できるスポーツ団体となることを目的とするものです。これまでの任意団体から一般社団法人として、令和5年(2023年)4月1日の法人化設立を目指すものです。

## 1 検討経過

- (1) 令和3年2月の理事会及び代議員会の方針を受け、令和3年5月に法人化検討会を設置した。  
(法人化検討メンバー：浅嶋副会長兼事務局長、本間理事長、新田総務部長、及び星野総務部副部長の4名)
- (2) 法人化検討会は、令和3年5月15日に第1回を開催し、令和4年10月29日までに14回開催した。今後、法人化設立まで数回検討会を開催する計画です。  
この検討会において取りまとめた案を「正副会長・正副理事長会議」、「理事会」、「代議員会」及び「各支部代表者会議」他において説明、検討、協議を重ねてきた。
- (3) 法人化検討会による検討、協議の他、(公財)日本卓球協会、(公財)新潟県スポーツ協会、法人化した(一社)神奈川県卓球連盟、(一社)石川県卓球連盟、(一社)新潟県野球連盟他から資料提供や聞き取り調査を実施した。
- (4) 令和4年度では前述の他、司法書士、公証役場、法務局、税務署等の法人化関係機関、及び(公財)日本卓球協会、(公財)新潟県スポーツ協会との調整、協議を行っている。

## 2 法人化の必要性について

- (1) 団体の責任を法人として取り扱うことで、これまでボランティアで運営を担当している個人に過大な負荷がかかることが防げます。  
ア 債務(事故等含む)などの争いが発生した場合に責任が担当した個人に及ぶことが防げます。  
イ 団体の会計と個人の資産が明確に分けられます。
- (2) 任意団体での行動や運営と法人としての行動や運営とでは、社会での対応や受け取り方が異なります。法人化によって社会的信用が高まります。

## 3 法人化のメリットとデメリットについて

- (1) メリットとして、㉞登記申請(定款)のみで設立できる、㉟設立コストが安い、㊱事業内容に制約がない、㊲収益事業以外は非課税、㊳法律行為が行える、㊴任意団体よりも社会的信用力がある、㊵公益性がある、㊶基金や寄付金を集めやすい、㊷行政への報告義務がない、などです。
- (2) デメリットとして、㊸利益(余剰)が出ても分配できない、㊹登記等の事務処理が煩雑になる、㊺会計処理が煩雑になる、㊻収益事業は課税される、などです。

## 4 当連盟が目指す法人について

- (1) 当連盟の目的や趣旨、事業等の性格や性質から法令的にも適している法人は「一般社団法人」と考えます。なお、税制上「非営利型」の一般社団法人を目指すものです。
- (2) 現状の体制や事業等をできるだけ変えずに、法人化後に徐々に良い方向に変えられる「一般社団法人」が適していると言えます。また、全国的にも一般社団法人がほとんどで、令和5年1月現在、21団体(都道府県連盟・協会)が法人化されています。現在も数団体が法人化を目指しているところです。
- (3) 根拠法令は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成十八年法律四十八号)です。

## 5 法人化後の組織について

(参考資料 一般社団法人 新潟県卓球連盟 組織図)

### ◇法人化設立時の役員等

- (1) 設立時役員
  - ア 設立時理事 3名 渡邊實(会長)、小野衛(副会長)、細野修司(副会長)
  - イ 設立時代表理事 1名 渡邊實(会長)
  - ウ 設立時監事 1名 長澤真(監事)
- (2) 設立時社員 3名 渡邊實(会長)、小野衛(副会長)、細野修司(副会長)

### ◇社員総会

- (1) 社員総会に関しては、関係法令及び定款の定めによる他は「基本規程」に必要事項を定める。
- (2) 社員総会の構成員は、正会員をもって関係法令上の「社員」となる。理事からの選出による5名(会長1名、副会長2名、理事長1名、副理事長1名)を除き、任期及び年齢制限は設けない。
- (3) 社員となる者は、「役員等候補者選考規程」に必要事項を定め、各支部、理事、及び有識者から選任し、25名以内とする。
- (4) 定時社員総会は、年1回開催、毎事業年度終了後2か月以内(5月末まで)に開催する。必要により臨時社員総会を開催することができる。
- (5) 社員総会は、運営に関する重要な事項を決議するもので、法的にも決定権がある決議機関となる。
  - ア 社員総会の権限、決議内容は、関係法令及び定款に定める事項とする。
  - イ 定時社員総会では、主に定款改変、役員改選、決算報告及び事業報告の承認を決議する。
- (6) 名誉役員(名誉会長、顧問)は、社員総会に出席できる。また、年齢制限はない。

### ◇理事会

- (1) 理事会に関しては、関係法令及び定款の定めによる他は「基本規程」に必要事項を定める。
- (2) 役員(理事及び監事)は「役員等候補者選考規程」を定め、各支部及び有識者から選考し、理事20名以内及び監事2名以内とする。
  - ア 理事20名以内及び監事2名は、社員総会で選任(決議)する。
  - イ 理事20名以内のうち、会長1名、副会長2名、理事長1名、副理事長1名は、理事会で選任(決議)する。会長は法人の代表理事となる。(※代表権は1名)
  - ウ 会長1名、副会長2名、理事長1名、副理事長1名は、社員総会の構成員「社員」(正会員)となる。
  - エ 理事の任期は2年とする。
  - オ 会長及び副会長は、選任される年の4月1日現在で75歳未満とする。その他の理事は70歳未満とする。(※定年制を設ける)
- (3) 通常理事会は、概ね4か月に1回、毎年計4回(4月、8月、12月、2月を予定)開催する。必要により臨時理事会を開催することができる。

- (4) 理事会は、社員総会の付議機関であって、業務の執行機関となる。
- ア 権限、決議は、関係法令及び定款に定める事項とする。
  - イ 主に会長、副会長、理事長及び副理事長の選任、予算及び事業計画の決議、専門部会及び専門委員会の改変と部員及び委員の選任、諮問委員会の改変と委員の選任、規程や内規等の改変を決議する。

### ◇監事

- (1) 監事 2 名は「役員等候補者選考規程」を定め、社員総会で選任(決議)する。
- (2) 監事の職務権限は、関係法令及び定款に定める事項とし、理事会に出席し必要により意見を述べるができる。
- (3) 監事の任期は 4 年とする。
- (4) 監事は選任される年の 4 月 1 日現在で 75 歳未満とする。(※定年制を設ける)

### ◇部及び委員会

- (1) 理事会に補助執行機関として、部及び委員会を設置し、必要な部員及び委員を理事会において選任し配置する。
- (2) 設置する部及び委員会は、設置等に関して必要な事項は「基本規程」において定め、理事会において決議する。
  - ア 部及び委員会には、部長及び副部長を各 1 名、委員長及び副委員長を各 1 名置くことができる。
  - イ 部員及び委員は、役員等(名誉役員、社員、理事、監事)以外から選任する。なお、役員等は、法令や定款等に定める場合を除き、兼務(重複)しない。
  - ウ 部及び委員会の人選は、理事会において選任(決議)する。
  - エ 部及び委員会の構成員は、選任される年の 4 月 1 日現在で 70 歳未満とする。(※定年制を設ける)

### ◇諮問委員会

- (1) 理事会に事業等の執行に必要な事項について、調査、研究、審理する諮問委員会を理事会において決議し、設置する。
- (2) 諮問委員会の設置等に関して必要な事項は、「基本規程」において定める。
  - ア 常時設置する諮問委員会は、役員等候補者選考委員会、表彰者選考委員会、倫理処分委員会とする。なお、必要に応じて諮問委員会を設置することができる。
  - イ 各委員会の体制(人数、選任等)は、理事会において決議する。
  - ウ 各委員会に委員長 1 名及び副委員長 1 名を置き、必要人数は別に定める。
  - エ 各委員会の委員は、当連盟関係者以外からも選任できる。
  - オ 各委員会の委員は、年齢制限は設けない。

## ◇事務局

- (1) 事務局は、当連盟の運営全般に関する必要な事務処理を行うため理事会において決議し設置する。
- (2) 事務局の設置等に関して必要な事項は、「事務局規程」及び「事務局職員就業規則」において定める。
  - ア 事務局体制は、事務局長 1 名及び事務局員 2 名以内とする。
  - イ 事務局長及び事務局員の任期は定めない。
  - ウ 事務局長及び事務局員は、社員、理事、監事、専門部員及び専門委員以外から選任する。  
(※兼務しない。)
  - エ 事務局長及び事務局員は、選任される年の 4 月 1 日現在で概ね 75 歳未満とする。
  - オ 事務局長及び事務局員は、必要により社員総会及び理事会に出席することができる。

## 6 法人化に伴い検討、改正する事項について

- (1) 登録料・・・県卓団体登録料制を個人登録料制に改める。
- (2) 支部登録還元金・・・各支部へ還元する金額を改める。
- (3) 大会主管費・・・各支部等で主管開催している大会の主管費（大会開催費）を改める。
- (4) 広報・・・広報誌(卓球便)及びホームページを改める。
- (5) 旅費(費用弁償)・・・実態を考慮した内容に改める。
- (6) 事務局人件費・・・実態を考慮した内容に改める。
- (7) 役員等損害賠償・・・法人化に合わせて新たに予算化を検討する。
- (8) 各種規程等・・・法人化に伴い必要となる基本規程、事務局規程、役員等候補者選考規程、加盟団体規程、旅費及び費用弁償規程、倫理規程、処分規程、登録規程、表彰規程、及び慶弔規程等の必要な規程を新たに定める。
- (9) 会計処理・・・貸借対照表等への移行、目的をもった資金積立てを新たに定める。
- (10) 支部・・・将来を見据えた各支部のあり方を検討する。
- (11) その他・・・法人化に伴い必要な事項を検討、改正する。

## 7 法人化手続きについて

- (1) 令和 5 年 2 月 18 日理事会、及び代議員会において、下記事項について承認(決議)によって、**法人化を決定(承認決議)**する。
  - ア 定款(各種規程含む)の承認
  - イ 設立時社員の選任、及び法人化後の社員の選任
  - ウ 設立時役員(理事、代表理事及び監事)の選任、及び法人化後の役員等の選任
  - エ 一般社団法人新潟県卓球連盟へ全ての財産及び事業等を引継ぐ譲渡の承認
  - オ 新潟県卓球連盟の解散の承認(法人化後)
  - カ その他、法人化に伴い必要な事項の承認(決議)
- (2) 令和 5 年 3 月に**定款認証、及び設立登記等の一般社団法人設立認可手続き**を行い、令和 5 年 4 月 1 日付け登記を目指し、**一般社団法人 新潟県卓球連盟**を設立する。